

## 富山県警察の術科の指導職に関する訓令の制定について

富山県警察の術科の指導職については、「富山県警察の術科の指導職に関する訓令（昭和46年県警察本部訓令第9号、以下「訓令」という。）」に基づき適切に運用される必要があるため、その運営については、次の点に配慮したうえ、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 第1条関係

訓令の趣旨規定を設けたものである。

#### 2 第2条関係

術科の定義規定を設けたものである。

#### 3 第3条関係

- (1) 指導職の種別を規定したものである。
- (2) 指導職には、担当する術科の名を冠して呼称するものとする。

#### 4 第4条関係

首席師範は、富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）第9条に定める管理官であり、警察官をもってあてることとした。

なお、「本部長が、特に必要があると認めるとき」とは、例えば指導職として長年勤務し、かつ人格高潔にして識見及び技術が特に優れている者等が考えられる。

#### 5 第5条関係

主任師範は、富山県警察の組織に関する訓令（昭和58年富山県警察本部訓令第1号）に基づき設けられた職であり、警察官をもってあてることとした。

#### 6 第6条関係

師範は、富山県警察の組織に関する訓令（昭和58年富山県警察本部訓令第1号）に基づき設けられた職であり、警察官をもってあてることとした。

#### 7 第7条関係

指導官は、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法又は救急法の教育訓練にあたる指導職であり、次の術科技能を有する警察官をもってあてることとした。

- (1) 柔道及び剣道にあつては、5段以上の段位を有する者
- (2) 逮捕術、拳銃操法及び救急法にあつては、上級の技能検定に合格した者

#### 8 第8条関係

- (1) 助手は、警察官に対する術科訓練の指導者として、警察本部の必要な所属及び各警察署におく指導職である。
- (2) 「警察本部の必要な所属」とは、各部の庶務担当課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊とする。
- (3) 助手は、次の術科技能を有する警察官をもってあててものとする。
  - ア 柔道及び剣道にあつては、原則として3段以上の段位を有する者
  - イ 逮捕術及び拳銃操法にあつては、原則として中級以上、救急法にあつては、初級以上の技能検定に合格した者

- (4) 所属の長（以下「所属長」という。）は、助手の適任者を推せんする場合は、その氏名、年齢、階級及び段級位を報告するものとする。
- (5) 所属長は、助手を解任する必要があるときは、その理由を、報告するものとする。
- (6) 助手が、配置換えを命ぜられ所属を異にしたときは、その発令をもって解任されたものとする。

9 第9条関係

- (1) 講師は、警察官に対する柔道又は剣道の指導者として各所属におく指導職である。
- (2) 講師は、原則として柔道又は剣道5段以上の段位を有し、かつ指導能力を有する者をもってあてるものとする。
- (3) 講師の推せん及び解任手続については、前項(4)及び(5)を準用する。この場合、階級に変えて、本籍、住所及び略歴を報告するものとする。

10 第10条関係

- (1) 名誉師範は、本県警を退職した者であって、在職中、柔道又は剣道の指導者として、特に功労のあった者に対し、授与する称号である。
- (2) 名誉師範の選考、その他の手続については別に定める。
- (3) 旧訓令により、すでに委嘱されている名誉師範については、本訓令により授与された名誉師範とみなすものである。